



福島医発第 3274 号（地）
令和 7 年 3 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、薬価基準に収載される後発医薬品については、その使用を促進する観点から、規格が揃っていないとの理由でやむなく先発医薬品に戻ることにならないよう、原則として先発医薬品と同じ規格を揃えることとされております。

こうした取扱いにつきましては、令和 2 年 12 月 15 日付福島医発第 2432 号（地）にてご連絡申し上げたところですが、今般、関連通知が廃止され、全規格揃えについて別添のとおり定めるとともに、Q & A についても一部改正された旨、厚生労働省医政局より日本医師会を通じて連絡がありました。

なお、本通知の内容につきましては、令和 7 年 6 月以降に新たに薬価基準に収載される後発医薬品について適用される旨、申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて
(令 7.2.19 医政産情企発 0219 第 3 号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第 2080 号（保険）（技術）
令和 7 年 3 月 10 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
宮 川 政 昭
長 島 公 之
（公 印 省 略）

後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて

薬価基準に収載される後発医薬品については、その使用を促進する観点から、規格が揃っていないとの理由でやむなく先発医薬品に戻ることにならないよう、原則として先発医薬品と同じ規格を揃えることとされております。

こうした取扱いにつきましては、令和 2 年 12 月 3 日付け（地 427）（保 274）「「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」の一部改正について」にてご連絡申し上げたところですが、今般、関連通知が廃止され、全規格揃えについて別添のとおり定めるとともに、Q&A についても一部改正されましたのでご連絡申し上げます。

なお、本通知の内容につきましては、令和 7 年 6 月以降に新たに薬価基準に収載される後発医薬品について適用される旨、申し添えます。

<添付資料>

- ・後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて
（令 7.2.19 医政産情企発 0219 第 3 号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

医政産情企発 0219 第 3 号

令和 7 年 2 月 19 日

公益社団法人 日本医師会担当理事 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

(公 印 省 略)

後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて

厚生労働行政について、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで薬価基準への収載を希望する後発医薬品については、「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」（平成 18 年 3 月 10 日付医政発第 0310001 号厚生労働省医政局長通知）、「標準先発品が規格追加した場合の後発医薬品の規格揃えの取扱いについて」（平成 20 年 9 月 5 日付医政経発第 0905001 号厚生労働省医政局経済課長通知）及び「後発医薬品の必要な規格を揃えること等について」の一部改正について」（令和 2 年 11 月 17 日付医政経発 1117 第 2 号厚生労働省医政局経済課長通知）（以下「関連通知」という。）に基づき、その承認にあたって標準製剤となった先発医薬品（以下「標準先発品」という。）が有する規格を全て揃えること（以下「全規格揃え」という。）を原則としてきたところでした。

今般、関連通知について廃止し、全規格揃えについて下記のとおり定めるとともに Q & A についても別添のとおり一部改正しましたので通知いたします。

なお、本通知の内容につきましては、令和 7 年 6 月以降に新たに薬価基準に収載される後発医薬品について適用されます。

記

1. 概要

薬価基準への収載を希望する後発医薬品については、全規格揃えを行ったうえで薬価基準収載希望を申請することとし、正当な理由がない場合は薬価基準収載希望を受け付けないことを原則とする。

また、標準先発品において新たな規格が追加された場合、当該規格が薬価基準に収載された日より2か月以内に全規格取り揃え計画書を提出するとともに、原則として収載された日から3年以内にその追加された規格に関する薬価基準収載を行うこと。

ただし、以下の(1)～(3)に定める要件のいずれかに該当する規格等標準先発品が有する規格で、医療上必ずしも必要でないと考えられる規格がある場合については、当該規格を全規格揃えの対象外とすることの可否について、根拠資料を用意のうえ医政局医薬産業振興・医療情報企画課に相談できるものとする。その結果、妥当性が認められた場合には、全規格揃えの対象外として取り扱うことができるものとする。

なお、本相談については、薬価基準収載を希望する他規格の薬事承認申請前に行うことが望ましいこと。

- (1) 他規格とは明確に効能・効果等が異なる先発品の規格であって、後発医薬品には対応する効能・効果等がない規格
- (2) 以下の①～③の全てに該当する規格
 - ①標準先発品において追加収載された規格
 - ②成分内での数量割合が3%以下であることが十分に推察可能である規格
 - ③他規格を代替品として用いることが可能である規格
- (3) 以下の①～③の全てに該当する規格
 - ①標準先発品の特許期間満了後、5年以上経過している成分
 - ②成分内での数量割合が直近5年間で3%以下である規格
 - ③他規格を代替品として用いることが可能である規格

2. 全規格揃えの継続期間

本通知発出時点で既に収載済の後発医薬品も含め、全規格揃えを行った後発医薬品は、収載後5年間全規格揃えの継続を求めるものとするが、その後については「医療用医薬品の供給停止及び薬価削除について」（令和6年8月7日付医政産情企発 0807 第1号・保医発 0807 第2号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・保険局医療課長連名通知）に基づき、一部の規格のみであっても供給停止及び薬価削除の手続きを進めることを可能とする。

後発医薬品の規格揃えに関するQ & A

Q1

規格を取り揃えるに当たっての基本的考え方はどうなのか。

A1

後発品の使用促進を行うに当たって、患者の病状に応じて用量を変更した時であっても、規格が揃っていないとの理由でやむなく先発品に戻るようなことにならないよう、同一社の後発品の中で含量違いの規格を先発品と同様に揃えることで、医療関係者、患者が安心して後発品を使用できることを目指すものである。

Q2

標準先発品（標準製剤となった先発品）とは何をいうのか。

A2

昭和42年10月1日以降に承認された先発品であって、承認申請の際に標準製剤となったものをいう。ただし、標準製剤となった先発品が現存せず、他の先発品が存在する場合（例えば、2社による共同開発品で、1社が先に薬価削除した場合が該当する。）には、当該他の先発品を標準先発品とみなして差し支えない。

Q3

先発品が薬価基準収載している一部の規格で、供給停止手続きを経て販売中止する、若しくは販売中止された規格については、同様の手続きを経て販売中止してよいか。

A3

標準先発品の当該規格について、経過措置移行の官報告示がなされた時点で、供給停止手続きを行うことが可能であるが、標準先発品が当該規格の供給停止を可とされた事由を踏まえ、また、現在の当該規格の使用実態とそれに伴う医療上の必要性に鑑み個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q4

ある後発品が先発品にない規格を収載した場合、その他の後発品はその規格を揃える必要があるのか。

A4

ある後発品が先発品にない規格を収載した場合は、必ずしもその規格を揃える必要はないが、当該規格が個別事例に基づく判断の結果、医療上必要なものであると認められる場合にあっては他の後発品もその規格を揃えることが望ましい。

Q5

統一名収載の日本薬局方品についても、規格を揃える必要があるのか。

A5

先発品・後発品の区別が無い局方収載医薬品は、規格を揃える対象とはならない。

Q6

標準先発品の有する規格は、異なる剤形の規格についても、全て取り揃える必要があるのか。

A6

剤形区分が異なる標準先発品の有する規格を全種類取り揃える必要はないが、同一剤形区分内の標準先発品の有する規格については、原則全種類取り揃える必要がある。

（例えば、標準先発品の有する剤形が錠剤（剤形区分：内－1）・散剤（剤形区分：内－2）で、後発品が錠剤（剤形区分：内－1）の場合には、後発品は、標準先発品の有する散剤の規格を取り揃えなくても差し支えないが、錠剤の規格は取り揃える必要がある。）

ただし、この場合において、同一剤形区分内で標準先発品と剤形が異なるが、標準先発品と組成及び規格単位が同一の薬剤を後発品が有している場合には、当該組成の後発品の薬剤の規格単位は、標準先発品と同一の規格単位であるとみなして差し支えない。

（例えば、標準先発品の有する剤形がカプセル剤（剤形区分：内－1）で、後発品が錠剤（剤形区分：内－1）の場合には、後発品は、標準先発品の有するカプセル剤の規格と同一の規格単位を錠剤で取り揃えることで差し支えない。）

なお、剤形区分が異なる場合であっても、当該医薬品が後発品のみの規格で医療上必要な規格が揃っているか個別に判断する場合もあり得る。（例えば、標準先発品の有する剤形が錠剤（剤形区分：内－1）で、後発品が1回飲み切りタイプのゼリー剤（剤形区分：内－3）の場合には、後発品は、標準先発品の有する錠剤の規格と同一の規格単位を1回飲み切りタイプのゼリー剤で取り揃えることで差し支えない。）なお、医療上の必要性について疑義がある場合には、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

（解説）剤形とは「薬価算定の基準について」（令和6年2月14日付保発0214第1号厚生労働省保険局長通知）の別表1「剤形区分」に基づく、個々の剤形をいう。ただし、当該通知が改訂された場合には、改訂後の最新通知に従うこと。

「薬価算定の基準について」（令和 6 年 2 月 14 日付保発 0214 第 1 号厚生労働省保険局長通知）
別表 1 「剤形区分」

剤形区分

内用薬

- 内－1 錠剤、口腔内崩壊錠、分散錠、粒状錠、カプセル剤、丸剤
- 内－2 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤
- 内－3 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤、経口ゼリー剤（成人用）
- 内－4 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤、経口ゼリー剤（小児用）
- 内－5 チュアブル、バッカル、舌下錠

注射薬

- 注－1 注射剤（キット製品でないもの）
- 注－2 注射剤（キット製品）

外用薬

- 外－1 軟膏剤、クリーム剤、ローション剤、液剤、スプレー剤、ゼリー剤、パウダー剤、ゲル剤
- 外－2 吸入剤（吸入粉末剤、吸入液剤、吸入エアゾール剤）
- 外－3 眼科用剤（点眼剤、眼軟膏）
- 外－4 耳鼻科用剤（点鼻剤、点耳剤、耳鼻科用吸入剤・噴霧剤）
- 外－5 パップ剤、貼付剤、テープ剤、硬膏剤
- 外－6 坐剤、膣剤
- 外－7 注腸剤
- 外－8 口嗽剤、トローチ剤（口腔内に適用するものを含む。）
- 外－9 外－1 から外－8 までのそれぞれの区分のキット製品

（注）ただし、上記で同一の剤形区分とされる薬剤であっても、組成及び規格が同一であって、製剤の工夫により効能、効果、用法又は用量が明らかに異なる場合は、別の剤形区分とみなす。

Q7

Q6において、普通錠、口腔内崩壊（OD）錠又はカプセル剤のいわゆる嚥掛けで取り揃えることとしても差し支えないと判断してよいか。

A7

「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」（平成24年3月5日付保医発0305第12号）の主旨を踏まえ、普通錠、口腔内崩壊（OD）錠又はカプセル剤等同一剤形区分内であればいわゆる嚥掛けで取り揃えることとしても差し支えない。

Q8

錠剤のうち、普通錠と異なる徐放錠や口腔内崩壊（OD）錠等は剤形区分が異なるとの判断でよいか。

A8

普通錠と徐放錠や口腔内崩壊（OD）錠は、原則として、同一剤形区分と判断される。ただし、徐放錠で用法・用量の異なる複数剤形の標準先発品がある場合、全種類の剤形の全種類の規格単位を取り揃えることまでは要せず、何れかの剤形（医療上必要な規格単位が揃えられている剤形に限る。普通錠であっても差し支えない。）の全種類の規格単位と同一の規格単位を取り揃えることで差し支えない。

（例えば、標準先発品の用法・用量が普通錠と徐放錠で異なるため、普通錠と徐放錠の規格単位が異なっている場合、後発品は標準先発品の普通錠の有する全種類の規格単位と同一の規格単位を取り揃えることで差し支えない。）

Q9

注射薬、外用薬において、放出特性の違いにより用法・用量が異なる製剤があるが、全種類の規格を取り揃える必要はないと判断してよいか。

A9

徐放性製剤等、放出特性の違いにより用法・用量が異なる場合には、全種類の規格を取り揃える必要はないと考えられるが、本事案は個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q10

標準先発品が液剤又はシロップ剤で、後発品がドライシロップ剤の場合のように、同一剤形区分内であって、一般的に、用法・用量が同じでも、剤形ごとに規格単位が異なるような剤形の場合、必ずしも同一の規格単位ではなく、それぞれの剤形内で、医療上必要な規格を取り揃えることでよいか。

A10

差し支えない。

Q11

同一剤形であっても、規格により、用法・用量、効能・効果、使用方法の全て又は一部が異なるものが存在するが、全種類の規格を取り揃える必要はあるか。

A11

剤形区分が同一であっても、規格により明確に効能・効果が異なるものは取り揃えなくても差し支えない。ただし、効能・効果の一部に重複があるものについては原則取り揃える必要があるが、「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」（令和●年●月●日付医政産情企発●●第●号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）1.（1）～（3）に該当する事例等、個別事例に基づき、全規格揃えの対象外とすることの妥当性が認められた場合には、当該規格を取り揃えなくても差し支えない。なお、本事案は医療上の必要性に鑑み個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q12

販売名に成人用、小児用と区別されているものは、規格を取り揃えなくても差し支えないか。

A12

販売名に関わらず、剤形区分が同一であっても、規格によって、対象患者が明らかに異なる場合には、標準先発品の有する全種類の規格を取り揃えなくても差し支えない。ただし、例えば○○mg錠、△△mg錠、小児用□□mg錠とあった場合に、小児にも○○mg錠、△△mg錠が用法・用量上用いられる場合は、原則全ての規格を取り揃える必要があるが、「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」（令和●年●月●日付医政産情企発●●第●号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）1.（1）～（3）に該当する事例等、個別事例に基づき、全規格揃えの対象外とすることの妥当性が認められた場合には、当該規格を取り揃えなくても差し支えない。

なお、本事案は医療上の必要性に鑑み個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q13

散剤、顆粒剤等の内用薬で、錠剤等の含量違い製剤と同じように、患者の服用量を調節する目的で、濃度違いを揃えている標準先発品の場合、その濃度違いの製剤を揃える必要があるのか。

A13

揃える必要がある。

Q14

組成及び規格が同一の注射薬で、容器がアンプルとバイアルで異なる場合は、両容器を揃えるのか。また、容器の材質がガラスとプラスチックで異なる場合は、どう判断するか。

A14

注射薬のアンプルとバイアルは同一剤形区分であり、標準先発品の有する全種類の規格が揃えば容器が異なっても差し支えない。また、注射剤以外の剤形を含めて、容器の材質の違いは規格の違いとはしない。

Q15

貼付剤には規格が重量だけのもの、寸法だけのもの、重量と寸法が併記されたものがあるが、どう揃えるのか。

A15

貼付剤は、それぞれの薬価収載上の規格を全種類揃える。重量と寸法が併記されたものは、両者の合ったものがその規格となる。（非ステロイド性消炎鎮痛局所作用型貼付剤のパップ剤の規格揃えについては、Q34を参照すること）

ただし、貼付剤のうち、全身作用を期待する経皮吸収型のテープ剤等（例えば、ニトログリセリン貼付剤）については、有効成分の含有量が同一であれば、寸法（幅、長さ）違いを、規格違いの対象としない。

Q16

輸液は類似処方製剤が多数存在するが、全規格を揃える範囲は、全く同一処方のみとの判断でよいのか。

A16

よい。輸液を含め配合剤は同一処方を同一品目とし、全種類の規格を揃える対象とする。

Q17

注射剤は同一成分で濃度・容量の異なる規格が多数存在する場合があるが、この時、規格はどのように揃えるのか。

A17

注射剤は同一濃度を1剤形とし、その中で容量違いの規格を全種類揃えることを原則とするが、緊急時に輸液に希釈して用いる製剤であって、医療過誤を防止する観点から容量違いの規格を複数採用しない製剤の場合は、全種類の規格を取り揃えなくても差し支えない。本件のようなケースは医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q18

複数名称の先発品（例えば、2 社による共同開発品等）同士の間でも、全種類の規格を揃える必要があるのか。

A18

以下のケースは先発品同士の間での規格揃えの対象から除外される。

- ・ 昭和42年10月以前に初発銘柄が承認された品目
- ・ 先発品・後発品の区別が存在しない局方収載医薬品、血液製剤、生物学的製剤
- ・ 先発銘柄同士の製法等が異なっている遺伝子組換え医薬品や細胞培養医薬品であって、個々に再審査が付された品目
- ・ 処方・配合が異なっている類似処方医療用配合剤
- ・ 同一剤形区分にあるが、異なる効能・効果、用法・用量の下で承認・収載された品目

なお、何れの先発品も有していた規格のうち、一部の銘柄のみで供給停止手続きを経て薬価削除された先発品の規格については、その供給停止を可とされた事由を踏まえ、また現在の当該医薬品の使用実態とそれに伴う医療上の必要性に鑑み個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。併せて、一部の銘柄のみで初発以降に追加された規格があることに伴う取扱いについても同様とする。

Q19

医薬産業振興・医療情報企画課に相談する場合、どのような資料を準備して相談すればよいか。

A19

別添様式に相談事項のポイントを簡潔にまとめるとともに、先発品と後発品の添付文書等を用いて、先発品と後発品の効能・効果、用法・用量、使用上の注意、同一成分・同一剤形内での数量割合等がわかる資料を準備して相談すること。問い合わせの際は薬価承継届等受付 (yakka-todoke@mhlw.go.jp) 充てにメールにて問い合わせを行うこと。

また、先発品のインタビューフォーム、審査報告書等から本規格が開発された経緯を十分理解したうえで、妥当性のある根拠資料を添付すること。

Q20

数量割合が3%以下である規格かどうかを判断するにあたり、数量割合はどのように算出すればよいか。

A20

同一成分・同一剤形内での数量割合で判断するものとする。ただし、効能・効果等が一部の規格のみに認められている場合は、同一成分・同一剤形の規格の内、当該効能・効果等が認められた規格内での数量割合で判断する（例 10mg錠：疾患A用、20mg錠：疾患A用及び疾患B用、50mg錠：疾患B用の場合に、10mg錠を対象外とすることを希望する場合は、10mg錠の数量が、10mg錠+20mg錠の数量の3%以下である場合に条件を満たすものとする）。

なお、数量割合の算出にあたっては、先発品の特許期間満了後5年以上経過している場合は、直近5年の平均で判断する等、適切な期間を設定した上で判断するものとする。

Q21

昭和42年10月以前に承認された先発品で、代替新規申請等による販売名変更のため、昭和42年10月1日以降に承認された場合は標準先発品ではなく、その後発品は規格揃えの対象外であることを確認したい。

A21

規格揃えの対象外である。

なお、昭和42年10月以前に承認された品目を標準製剤として、昭和42年10月1日以降に承認された後発品で、診療報酬点数表における後発品とされているものにあつては規格揃えの対象とはならないが、規格を取り揃えることが望ましい。

Q22

初発銘柄が昭和42年10月以前に承認された医薬品で、昭和42年10月1日以降に規格や剤形が追加された場合、その後発品は規格揃えの対象となるのか。

A22

初発銘柄が昭和42年10月以前に承認された医薬品であっても、昭和42年10月1日以降にいわゆる新投与経路医薬品、新剤形医薬品及び新用量医薬品として新たに承認された剤形を標準製剤とした後発品は、規格揃えの対象である。

Q23

規格を取り揃えるに当たって、不足している規格を他の製造販売業者から販売提携の形で販売元として取り扱うことでもよいか。

A23

規格は製造販売業者の承認単位で取り揃えること。販売提携では規格を取り揃えたことにはならない。

Q24

「全規格取り揃え計画書」を提出した後、規格揃えを計画していた標準先発品の規格が経過措置品目に移行した場合や、「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」（令和●年●月●日付医政産情企発●●第●号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）1.（1）～（3）に該当する事例等、個別事例に基づき、全規格揃えの対象外とすることの妥当性が認められた場合には、規格揃えの計画を中止してもよい。

A24

標準先発品が特定の規格を「医療用医薬品の供給停止及び薬価削除について（令和6年8月7日付医政産情企発0807第1号・保医発0807第2号）」に規定する手続きを経て薬価削除する場合、標準先発品が経過措置品目に移行した時点で、規格揃えの対象から除かれる。したがって、標準先発品が経過措置品目に移行する旨の官報告示がなされた時点で、計画を中止しても差し支えない。また、「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」（令和●年●月●日付医政産情企発●●第●号厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長通知）1.（1）～（3）に該当する事例等、個別事例に基づき、全規格揃えの対象外とすることの妥当性が認められた場合には、計画を中止しても差し支えない。

なお、規格揃えを中止する場合は、医薬産業振興・医療情報企画課まで連絡すること。

Q25

先発品が異なる2社以上から製造販売され、それぞれの製造販売業者の規格に不揃いがある場合があるが、その後発品の規格揃えはそれぞれの標準先発品のもつ規格を取り揃えることでよい。

A25

先発品が異なる2社以上から製造販売され、標準先発品の規格と不揃いがある場合は、標準先発品を含むいずれかの先発品の全規格を取り揃えることでよいが、標準先発品以外の製造販売業者が持つ別の規格も取り揃えることが望ましい。

Q26

ドライシロップ剤において、先発品と後発品の濃度が異なる場合、濃度の違いで規格を取り揃える必要はあるか。

A26

用時溶解するドライシロップ剤の濃度違いはQ12に示す「患者の服用量を調整する目的」ではないと判断される。従って、ドライシロップ剤の濃度違いは規格を取り揃えなくても差し支えない。

Q27

先発品は 1mL 単位の内用液で収載されていて、後発品は異なる用量ごとの 1 回飲みきりタイプの内用液（1 包単位）として収載される場合があるが、どのように規格を揃える必要があるか。

A27

1 回飲みきりタイプの内用液として用法・用量上必要な規格が取り揃えられていれば、1mL 単位の内用液を取り揃えなくても差し支えない。

本件のようなケースは医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q28

先発品と後発品が共に軟カプセル剤であるが、先発がスティック包装入り顆粒状の微粒カプセルで、3 種の含量規格をその個数で調整している製剤がある。それぞれの規格を 1 カプセルとしている後発品は規格を取り揃える必要はあるか。

A28

先発品の軟カプセルにおいて 1 規格で当該規格が個別事例に基づく判断の結果、医療上必要なものであると認められる場合を除き、その後発品は微粒カプセルの有する規格を取り揃えなくても差し支えない。

Q29

Q17 において、「注射剤は同一濃度を 1 剤形とし、その中で容量違いの規格を全種類揃えることを原則とする」と記載されているが、点滴液に希釈して用いられる注射液剤の場合、1 容器中の有効成分含量に違いがなく使用方法にも差異がない、先発品と異なる濃度の注射液剤が後発品として薬価収載されている場合がある。この場合には、有効成分含量ごとに規格を取り揃えることでよいか。

A29

この場合は、使用実態を考慮し、濃度にとらわれず、1 容器中の有効成分含量の規格を取り揃えることで差し支えない。

Q30

造影剤は、濃度及びシリンジ中の容量が異なる複数の規格があるが、規格はどのように揃えるのか。

A30

病態変化に伴う含量調整を目的としない規格を除いて、標準先発品の持つ同一濃度を 1 剤形とし、容量違いの規格は取り揃えること。

なお、本事案は医療上の必要性に鑑み個別に判断するので、医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q31

キット製剤において、「注射剤に溶解液等を組み合わせたキット製品等の取扱いについて」（昭和 61 年 3 月 12 日付薬審 2 第 98 号）に記載された事例を参考に、規格の取り揃えが必要な同一剤形の範囲が決められると考えてよいか。

A31

差し支えない。例えば、先発品が事例1(シリンジ製剤)と事例2(ダブルバック製剤)、後発品が事例1(シリンジ製剤)を有している場合、当該後発品については、事例1(シリンジ製剤)の範囲で、先発品の有する規格を取り揃える必要がある。

ただし、医療上必要な規格が揃っている必要があるので、本QAだけでは判断できない場合は医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q32

キット製剤において、先発品に同一のキット形態・同一有効成分・同一濃度で溶解液(例：ブドウ糖と生理食塩液)のみ異なる 2 規格がある場合で、後発品はどちらか一方の規格のみ有している場合、後発品は溶解液のみが異なるもう一方の規格も取り揃える必要があるか。

A32

溶解液の成分は有効成分ではないので、溶解液の成分のみが違う規格については、取り揃えなくても差し支えない。

Q33

先発品に溶解液付きと溶解液なしの規格が存在する場合、両規格とも取り揃える必要があるか。

A33

溶解液付きと溶解液なしの規格のどちらかの規格を取り揃えることで差し支えない。

ただし、専用の溶解液が必要な場合であって、溶解液なしのみの規格を収載する場合は、専用の溶解液を別途取り揃えること。

Q34

非ステロイド性消炎鎮痛局所作用型貼付剤のパップ剤には、20cm×14cm 1 枚の規格がある。この規格について取り揃える必要があるか。

A34

20cm×14cm 1 枚の規格のパップ剤の後発医薬品を開発し、承認を取得した後、薬価収載

することは妨げないが、品揃えなどの在庫管理等、医療関係者に過度の負担をかけないため、当該規格が個別事例に基づく判断の結果、医療上必要なものであると認められる場合を除き、当該規格の先発品が薬価収載されても、後発医薬品が当該規格をあえて取り揃える必要はない。

Q35

点眼液において、先発品が複数回使用する瓶と、1回だけ使用するプラスチック容器がある。規格揃えが必要ではないと考えてよいか。

A35

規格を取り揃えなくても差し支えない。例えば、先発品が5mL点眼瓶と0.4mL単回使用プラスチック容器を有していて、後発品が5mL点眼瓶のみを有している場合、当該後発品は0.4mL単回使用プラスチック容器を取り揃えなくても差し支えない。

Q36

点眼剤において、同一成分で濃度違いが存在する場合は規格を取り揃える必要はあるか。

A36

規格を取り揃える必要がある。

Q37

眼科用のヒアルロン酸ナトリウムの液剤等は同一濃度で複数の容量規格が存在するが、容量違いは規格を取り揃える必要はあるか。

A37

標準先発品の持つ同一濃度の容量規格を全て取り揃える必要がある。

Q38

点鼻剤、噴霧剤等において、複数回使用が可能な容器の回数違いは規格を取り揃える必要はあるか。

A38

薬価収載上、複数の規格があるものは規格を取り揃える必要がある。

Q39

後発医薬品が未収載の段階で標準先発品に新たな規格が追加された場合、当該新規格に係る「全規格取り揃え計画書」の提出時期について教えて頂きたい。

A39

後発医薬品が未収載の段階で標準先発品に新たな規格が追加された場合は、以下にしたがって「全規格取り揃え計画書」を提出する必要がある。

- ①標準先発品の新たな規格が追加される前に後発医薬品（既存規格）の薬価基準収載希望書が提出されている場合には、新たな規格が追加されてから2か月以内に当該新規格に係る「全規格取り揃え計画書」を提出すること。
- ②標準先発品の新たな規格が追加されてから2か月を経過していない時点で後発医薬品（既存規格）の薬価基準収載希望書を提出する場合には、新たな規格が追加されてから2か月以内に当該新規格に係る「全規格取り揃え計画書」を提出すること。
- ③標準先発品の新たな規格が追加されてから2か月を経過した後に後発医薬品（既存規格）の薬価基準収載希望書を提出する場合には、当該希望書の提出時に合わせて新規格に係る「全規格取り揃え計画書」を提出すること。

Q40

平成22年4月に、いわゆる変更調剤が可能になったが、非汎用規格についても全て取り揃える必要があるか。

A40

常用量を超える規格で倍量の非汎用規格については、必ずしも取り揃えなくても差し支えない。

また、常用量を下回る規格で小児用量や患者の病態による減量の設定・使用上の注意等の設定がない非汎用規格についても、必ずしも取り揃えなくても差し支えない。

本件のようなケースは、医療上の必要性に鑑み個別に判断するため医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

なお、例外として、常用量ではあるが、他の規格により代替が可能な場合であって、診療上の薬剤の位置づけが変化したことにより需要が極端に減少した非汎用規格については、個別に判断するため医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

Q41

初回投与量が設定されている医薬品があるが、初回投与量のみに必要な規格も取り揃える必要があるか。

A41

初回投与量に必要な規格は、取り揃える必要がある。

Q42

バイオ後続品の規格揃えの考え方については、後発品と同様か。

A42

規格揃えの基本的な考え方は後発品に準ずるものとする。なお、個別具体的な懸念が

ある場合には、医療上の必要性に鑑み個別に判断するため、必要に応じて医薬産業振興・医療情報企画課に相談されたい。

別添様式

年 月 日提出

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課宛

「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」に関する相談

相談したい後発品又はバイオ後続品の品目名等
相談事項
備考

企業名・担当部署・担当者名・連絡先（TEL、E-mail）

注）相談事項欄には、該当する先発品の名称を含め、相談したい事項のポイントを簡潔にわかりやすく記載すること。

別添様式

年 月 日提出

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課宛

「後発医薬品の薬価基準収載における規格の取り揃えについて」に関する相談

相談したい後発品又はバイオ後続品の品目名等
相談事項
備考

企業名・担当部署・担当者名・連絡先（TEL、E-mail）

注）相談事項欄には、該当する先発品の名称を含め、相談したい事項のポイントを簡潔にわかりやすく記載すること。